

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
(合議) 教育総務課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和2年8月17日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年8月17日（月）午前9時30分～ 東庁舎1階会議室101

2 出席者

企画政策課 永井課長、富田主査
教育総務課 板橋課長、山本主査

3 件名

白井市教育大綱（案）について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・基本理念の「“オール白井”で高める『白井の教育』」の中に企業は位置付けられているか。
→「地域」の中に位置付けている。

・案の策定までの経緯は。
→平成30年度に策定方針を決定した。その後、市長と教育委員会で構成する総合教育会議を3回開催し、協議・調整を行ったところである。

・現行の教育大綱との違いは。
→次期教育大綱では、新たに「家庭教育」を方針2として特出ししており、現行の教育大綱の4つの目標については、方針1、3、4で継承している。次の総合教育会議の際には、現行の教育大綱と比較できるようにする。

・現在策定中の「教育振興基本計画」はどのように決定していくのか。
→教育委員会議で決定し、行政経営戦略会議に報告する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画政策課

件名	白井市教育大綱(案)について							
計画の概要	【役割・位置づけ】 現教育大綱が令和2年度で終了することから、引き続き市の教育に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、白井市第5次総合計画後期基本計画の「学習・教育」分野の基幹計画として位置付ける。							
	【策定方法】 第5次総合計画後期基本計画の策定に向けて実施した第14回住民意識調査等の結果から市民の教育施策に対する意向を把握するとともに、総合教育会議において教育施策の現状や課題、今後の方向性等を3回にわたり協議した。 策定に当たっては、白井市第5次総合計画との整合性を確保した。							
	【計画期間】 令和3年度から令和7年度まで							
	【基本理念】 オール白井で高める「しろいの教育」							
	【基本方針】 1 育てます。未来を生き抜く力【学校教育】 2 支えます。子どもの笑顔【家庭教育】 3 結びます。人と地域と学び【社会教育】 4 応援します。みんなの学び【生涯学習】							
	【施策の推進】 現在策定中の「白井市教育振興基本計画」(教育大綱の下に位置付ける個別計画)に基づき推進する。							
議点(決定を要する事項)	白井市教育大綱(案)について							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	・家庭教育「支えます。子どもの笑顔」は、目標というよりはどう取り組んでいくかという方向性を示しているので、目標という言葉は再考した方がよいのではないかと。							
スケジュール	R2.9月1日から20日まで パブリックコメント							
	R2.10月 総合教育会議での協議							
	R2.12月 教育大綱の決定							
	R3.1月 教育委員会に報告							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	無		
議会説明	有	行政運営報告(R2.8月)		広報・HP等	有	広報・HP(策定後)		
市民参加	有	パブリックコメント(R2.9月)						
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで							
参考情報	関係法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3						
	関係課							
	事業費	千円(うち特定財源)千円)						
	カテゴリー	年代	小・中学生、高校生	場所	市内全域	目的	学習・教育	手段

白井市教育大綱

(案)

令和 年 月

白井市

「はじめに」として、市長の挨拶文を掲載予定です。

1 策定の趣旨

平成27年4月1日施行「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が白井市の教育振興に関する基本的な方針を定めています。

2 対象期間

「白井市第5次総合計画：後期基本計画」に併せ、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしています。

3 位置づけ

「白井市第5次総合計画」との整合を図りながら、白井市が目指すべき教育の理念や方針、施策の基軸として位置づけています。

4 基本理念



5 基本方針

方針1 育てます。未来を生き抜く力 【学校教育】

次世代を生きる子どもたちに、安全安心な教育環境、多様な教育活動のもとで、確かな学力、豊かな心、健やかな体を基盤とした「未来を生き抜く力」を育てます。

方針2 支えます。子どもの笑顔 【家庭教育】

学ぶ機会を提供し、地域で家庭教育を支える仕組みを作り、すべての学びの基盤となる家庭教育を支えます。

方針3 結びます。人と地域と学び 【社会教育】

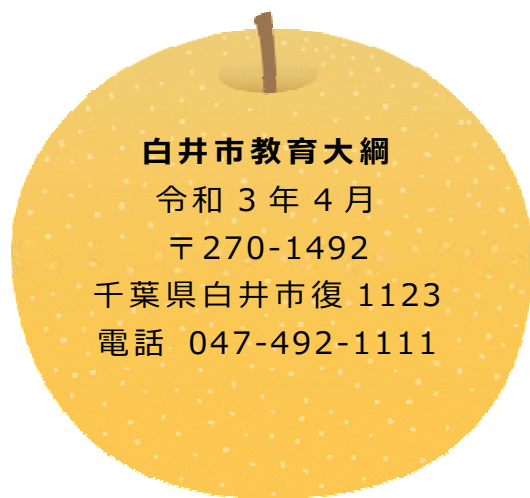
市民だれもが身近で気軽に立ち寄ることができる地域の拠点を活かして、人と地域と学びの場を結びます。

方針4 応援します。みんなの学び 【生涯学習】

市民だれもが生涯を通して、スポーツ、文化、芸術、郷土の歴史等、自己を高める学習活動を応援します。

6 施策の推進

各方針は「白井市教育振興基本計画」（令和3年4月1日施行）に基づき推進します。



白井市教育大綱

令和 3 年 4 月

〒270-1492

千葉県白井市復 1123

電話 047-492-1111